

令和元年度大磯町教育委員会第2回定例会議事録

1. 日 時 令和元年5月16日(木)
開会時間 午前9時30分
閉会時間 午前10時17分
2. 場 所 大磯町役場本庁舎4階第1会議室
3. 出席者 野 島 健 二 教育長
トーリー 二葉 教育長職務代理者
青 山 啓 子 委員
曾 田 成 則 委員
長 嶋 徹 委員
仲手川 孝 教育部長
佐 川 和 裕 参事(歴史・文化担当)
宮 代 千 秋 学校教育課長
山 口 信 彦 子育て支援課長
波多野 昭 雄 生涯学習課長
國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長
佐 藤 聡 生涯学習課図書館長
山 口 友紀子 学校教育課副課長
添 田 真 喜 (書記) 学校教育課教育総務係長
4. 欠席者 なし
5. 傍聴者 なし
6. 付議事項
議案第1号 令和2年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について
議案第2号 令和元年6月補正予算における教育委員会関連予算要求について
7. 報告事項
報告事項第1号 平成30年度大磯町立中学校の生徒進路状況について
報告事項第2号 旧吉田茂邸の指定管理の検討状況について
報告事項第3号 教育委員会関連事業の実施及び結果報告について
8. その他

(開 会)

教育長) それでは、ただいまから、令和元年度大磯町教育委員会第2回定例会を開催いたします。

本日の会議の内容ですが、付議事項2件、報告事項3件でございます。

本日は（5名全員）、出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。現在、傍聴を希望される方が見えておりませんが、希望者が見えたら、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により傍聴を許可したいと思います。

【平成31年度第1回定例会議事録の承認】

教育長） 「平成31年度第1回定例会議事録」は、1ページから8ページに記載のとおりでよろしいでしょうか。

各委員） 異議なし。

教育長） 異議なしの声がありましたので、「平成31年度第1回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

【教育長報告】

教育長） それでは、4月定例会開催後の平成31年4月20日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。5月5日、神奈川県が無形民俗文化財に指定されている国府祭が開催されました。天候に恵まれ大磯町内外からの多くの人で賑わいました。なお、昨年度に引き続き国・県の補助事業として国府祭調査を実施しており、町が依頼した専門調査員が現地視察を実施いたしました。5月7日、中学校部活動地域指導者ガイダンスを開催し、中学校に15名、本年度から中学校の他に、小学校に10名、あわせて25名の方に委嘱状を交付しました。今年も地域指導者の皆様に小学校及び中学校の部活動をサポートしていただきます。5月11日、大磯中学校及び国府中学校で、授業参観を開催しました。5月14日、町立学校の新規採用教職員3名を対象とした研修会を開催しました。経験の浅い教員が増えていますので、今後も指導力向上のため、研究・研修の充実に努めてまいります。その他の諸行事につきましては執行状況表のとおりです。なお、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。次に、4月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務など重要なものに関する事、専決した事項に関する事についての報告はございません。本日の報告は、以上でございます。

【議案第1号 令和2年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針について】

学校教育副課長） 「令和2年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針」について、補足説明をさせていただきます。

説明資料の資料1をご覧ください。「令和2年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針を定める理由」でございます。教育長の提案理由にもございましたとおり、大磯町教育委員会では、小・中学校で使用する教科用図書を採択するにあたりまして、神奈川県教育委員会で定めた教科用図書の採択方針を受け、神奈川県教科用図書選定審議会や中地区教科用図書採択協議会における調査研究と協議内容を参考にし、学習指導要領に基づいて、学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮し、公正確保にも努めて採択をするという方針や基準を「令和2年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針」として定めるものでございます。この採択方針により、今後の採択手続きを進めていくこととなります。2ページから4ページには、議案にあります教科用図書の採択に関係する法令の抜粋を載せてございます。5ページから参考資料ですが、平成32年度神奈川県の義務教育諸学校使用教科用図書採択方針でございます。補足説明につきましては、以上でございます。

質疑応答)

青山委員) 今回、この採択に関わる内容の中で、学習指導要領が新しく、新学習指導要領に沿ったということになると聞いておりますけれども、新しくなる学習指導要領は、どのような部分が今までと違うのかということをお簡単に教えてください。

学校教育副課長) 2020年度から小学校、その翌年から中学校ということで、新学習指導要領が今示されているところですがけれども、やはり一番は、社会の変化に対応できる子どもたちを育てるというのが一番の違いではないかなというふうに考えております。

まずは、小学校ですけれども、一番新しいのが外国語、英語の授業が入ってきてということ、それから道徳の授業、今も入っておりますけれども、より、やはり大切にしたいということで、道徳の授業が入っています。それから、プログラミング教育ということで、新しく、これからの社会に対応できる子どもたちということで、そちらのほうが入っていくところが、具体的には大きなところでございます。以上です。

教育部長) 補足説明をさせていただきます。新しい学習指導要領、大きなポイントは、やっぱり、先ほど副課長のほうからあったように、時代の変化に対応できるということで、やはり、自分で考えるという、主体的に考える力を身につけさせる。

ですから、教科書も拝見しますと、一方的に、こう知識を教えるというよりも、ヒントを与えて、対話的に、どういうふうに考えるかというのを考えさせるような、そんなような内容が盛り込まれているなというのは、ちょっと、ざっと私も拝見したところ、そういうところにいろいろ工夫がされているのかなというところが、新しい指導要領に基づく各教科書の特色かなと思っております。以上でございます。

青山委員) やはり、話し合いであるとか、意見交換ということをお重視して学ばせる、以前の採択のときに比べて、やっぱりその学ばせ方というか、学ばせる質を少し変えて考えていかないといけないのかなというようなこと、今のお話でわかったところです。この採択方針については、特に異論はございません。教委の

話し合いといった、これからのプロセスに、この方針を基本として入っていけたらいいかなと考えております。

教育長) それでは、質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第1号について、原案どおり、ご異議ございませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第1号、令和2年度大磯町立小・中学校で使用する教科用図書の採択方針については、原案どおり承認いただいたものとしたします。

【議案第2号 令和元年6月補正予算における教育委員会関連予算要求について】

学校教育課長) 議案第2号、令和元年6月補正予算における教育委員会関連予算要求について、ご説明いたします。今回の補正予算は、すべて学校教育課分となります。まず、議案の詳細説明の前に、今回の補正予算の概要を説明いたします。今回の補正予算につきましては、内容は、すべて、コミュニティ・スクールの設置に向けて、幼稚園、小学校、中学校の幼・小・中一貫教育をはじめ、町にとって望ましいコミュニティ・スクールの形を模索しながら、様々な学校運営の課題を研究していくための諸経費を予算計上しております。コミュニティ・スクール、言い換えれば学校運営協議会制度というものでありますが、こちらは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図る有効な仕組みであり、このコミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができるかとされております。昨年11月27日に開催された総合教育会議でも、この協議がなされ、コミュニティ・スクールの導入を前提にして、その内容を研究・検討していくことが位置づけられましたので、ここで、教育委員会関係の事務局の代表的なメンバーに、町立の各学校長、幼稚園長、そして、地域の代表なども加えた推進協議会というものを設置し、国や県の補助金を活用して、その内容を引き続き、研究していこうというふうに考えております。議案別紙をご覧ください。ここからは、歳入の関係の説明に入ります。予算科目は、款・項・目・節・細節が、「国庫支出金」、「国庫補助金」、「教育費国庫補助金」、「教育指導費補助金」、「コミュニティ・スクール推進体制構築事業補助金」であります。こちらは、「コミュニティ・スクール推進体制構築事業」の経費に対する国庫補助金の増であります。続いて、予算科目は、款・項・目・節・細節が、「県支出金」、「県補助金」、「教育費県補助金」、「教育指導費補助金」、「コミュニティ・スクール推進体制構築事業補助金」であります。こちらは、「コミュニティ・スクール推進体制構築事業」の経費に対する県補助金の増であります。続いて、歳出の説明に入ります。予算科目は、款・項・目が、「教育費」、「教育総務費」、「教育指導費」、事業名は、「コミュニティ・スクール推進体制構築事業」、節・細節が、「報償費」、「講師等謝金」であります。こちらは、先ほど説明いたしました推進協議会を対象とした研修会開催の際の講師等の謝金であります。次に、その下の欄、款・項・目・事業名まで同じで、節・細節が、「旅費」、「費用弁償」であります。こちらは、同じく先ほど説明いたしま

した推進協議会の中で、先進自治体等の視察を考えておりますが、その際に、地域の方など、町の職員以外の方が出張する際の電車賃などの交通費であります。次に、その下の欄、款・項・目・事業名まで同じで、節・細節が、「旅費」、「普通旅費」であります。こちらは、同じく先ほど説明いたしました推進協議会の中で、先進自治体等の視察を考えておりますが、その際に、町の職員が出張する際の電車賃などの交通費であります。次に、その下の欄、款・項・目・事業名まで同じで、節・細節が、「需用費」、「消耗品費」であります。こちらは、研究経過等の書類作成時のインクカートリッジ等の経費であります。次に、その下の欄、款・項・目・事業名まで同じで、節・細節が、「使用料及び賃借料」、「自動車借上料」であります。こちらは、先ほど説明いたしました推進協議会として、研修を受けに行く際のバスの借上げに伴う費用であります。説明は、以上であります。

質疑応答)

曾田委員) 今のコミュニティ・スクールの話ですけれども、この時期ですね、コミュニティ・スクール推進体制構築事業というのは、具体的には、どういうことをやろうとしているのか、私もはまだ十分把握しておりませんので、どういう目的とか、もう少し詳しくわかっていたら、教えていただけませんかでしょうか。

学校教育課長) コミュニティ・スクールの推進体制構築事業ということで、現時点では、コミュニティ・スクールの導入の際に具体的に何をやっていくか詳細までは決まっておきませんので、実際にコミュニティ・スクールを導入している他の自治体を参考に、例えば地域貢献だとか、防犯、防災だとか、小中一貫教育などがあるのですけれども、それらの事例をもとに、学校として地域の方などに入っただき、それぞれの学校の特性にあったコミュニティ・スクールの導入や運営について、今回、補正予算で計上しました国や県の補助金を活用して、多方面から検討・研究していくという内容の事業であります。

曾田委員) そうすると、文科省が言っているのは、どういうことを言おうとしているのですか、それとも、私たちが考えなさいということなのでしょうか。その辺、ちょっと教えてください。

学校教育課長) 文科省が言っているものにつきましては、基本的には、やってくものを自分たちで考えていく、地域貢献だとか、防犯、防災だとか、その辺のところを、できるところから進めていくのでないかなというふうに。全体的な構想としては、いろいろなものがあるのですけれども、何が地域として、地域と相談して決定していくものであるかとか、そういうところは、細かいところは、学校運営の中で、またさらに細かいところを詰めていくのかなというふうに考えております。

曾田委員) 何かちょっと漠然としていて、よくわからないのですけれども。例えば、これから今年の教育総合会議があるわけですけれども、総合会議で、やっぱりこういうコミュニティ・スクールの構築事業というのは、もうちょっと見えるようにしていくべきだろうとも思いますし、議題もその辺に持っていてもおもしろいなと思ってはいるのですが。ここで、何を、推進していくのか、その辺がまだつかみどころがないのですよね。それは、防災も、もちろん一番大事なので、どこへ持ってくるかということもありますけれども、それだけだ

と、これから考えなさいということであれば考えますけども、何か持っていて、こうやっていくのだということになると、ちょっとまた話も違うし、その辺がちょっと、今の部分だとよくわからない。

教育部長) これは、特に受け入れとなる学校の土地、それぞれの方々に、まずは集まっていたいて、まず2年間かけて勉強しましょうというのが、一つの大きな目的なのです。それで、具体的に、既にもう導入している市などから、先進事例を勉強し、こういうような形でコミュニティ・スクールのメリット、デメリットがあるのだというのを、勉強していただくと、それを基に、大磯町に、それぞれ地区も別々ですけども、例えば、大磯地区にふさわしいコミュニティ・スクールはどんなのかというのをそれぞれで話し合ってもらって、最終的には、大磯町でコミュニティ・スクールを立ち上げる時には、どういう方々にまずは入っていただきたいとか、今、曾田委員が言われるように、どういうような目的で、コミュニティ・スクールをつくるのかという、そこをトップダウンではなくて、みんなで考えて、こういう、大磯町はこういうコミュニティ・スクールをつくろうよと、こういう運営とか、そういうのを2年間でちょっと勉強していきましようというのが、一つの考えで。まだそこは、わからないことがあるので。

曾田委員) 2年間というのは、国が言っていることなのか、町が言っていることなのか、どっちなのですか。

教育部長) これは、国がある程度、いろいろと理想的な部分は言っていますけれども、当然、それは地域の実情もあつたりしますので、それはあくまでも、最終的には地方・地元の市町村の教育委員会の判断だというふうに言われています。

曾田委員) 大磯町が2年間を決めたのですか、それとも3年でもいいのか、1年でやれというのか、その辺がよくわからない。なぜ「2年」が出てきたのか、よくわからなかった。

教育部長) 国の補助金のメニューが2年間という形になっています。また、実際に、こういった類の検討会を設けているところも、やっぱり2年ぐらしかけて研究しているところが多いというのがございます。ですから、少なくとも、研究期間が2年は必要かなというふうには思っております。

曾田委員) そうすると、この場所は町民ですけど、市もいますね、市民もいますね、いろんな、村民もいるわけですよ、いろんな地域によっては。だから、それがみんな、そこでそういうことを考えていけということですか。

教育部長) 勉強していきましようということですので。

曾田委員) まあまあ、具体的にはそうですね。わかりました、はい。

長嶋委員) 基本的には教育大綱を大磯町がつくって、それを実現するために効率がいいというか、教職員だけですと、働き方改革もあつて、どんどん役割が増えているという中で、地域全体で効率よく運営できるような組織をつくれればいいなということが目的かなというふうに思います。ここで推進メンバーの構成などから、ある程度慎重に考えて進めていければいいかなというふうに考えています。

曾田委員) 話は、わからないわけではないのですが、何でこの時期なのかがわからない。それを教えてもらいたい。

教育部長) 実際に、平成29年に法律が改正されて、努力目標というふうに位置づけられています。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条の6というところに、コミュニティ・スクールいわゆる学校運営協議会制度に関

する法律が改正されまして、学校運営協議会の設置が、教育委員会の努力義務になったというのが一つあり、実際に、二宮町が、既に導入をしまして、状況もよくわかってきたということで、まだ全国では、本当に導入事例がまだ少ないのが事実で半分にもいっていないと、多分25パーセントぐらいであるのですけども、やはり、ちょうどここで県のほうからも、国の、国・県の補助金が、今だったら使えるという話もありましたし、いいタイミングかなという部分での判断というふうに、思っただけだと思います。

トリー委員) 努力義務で事例も少ないということで、研究するメンバーの方にも、我々もちょっとわかりにくいので、その辺は十分に伝えていただいて、大磯ならではの、大磯らしい形で進めていただければなと思いますけれども。その2年間ということですけど、例えば2年たってまだ研究、常にし続けて、改善の余地を常に常に持ちながら、いい形に進めていただけたらと思っております。

青山委員) どういうような形で、コミュニティ・スクールが実現するかという部分で、大磯らしい特色のあるというよりは、やはりその学校ごとの特色、地域ごとのカラーってあると思うのですね。ほかの事例なんかも、実施されているところを聞いてみますと、やはり、その学校、学校ごとによって、そのコミュニティ・スクールというものを、どういうふうにするか、その子供たちにとって何か有益なこと、あるいは学校の先生方の働き方に対して有益なこと、何に着眼して事業を進めていくかということが地域によって違うのだなということをいろいろ聞いております。大磯も、大磯らしさということを前提にしながら、学校ごと、地域ごとの特色というのを出して、このコミュニティ・スクールがよかったと言ってもらえるような、そういうようなために、しっかり研究してもらいたいと思います。

長嶋委員) これは法律的に、学校教育課というか、そこだけでの範囲なのか、あるいは、福祉関係などの横のつながりですか。そういう横断的なメンバーで、そういう組織をつくってもいいのかなとかという、そういう部分はどのようなですか。

教育部長) 協議会の、運営協議会のメンバーには、やはり地域によっては区長さんが入っている例は多いでしょうし、割と今、長嶋委員が言われたように、福祉関係では民生委員さん、民生児童委員さんですとか、そういった方に入っているのもいい、そういったものも正に、そういった方々を、学校が推進してくるかというのは、学校とも話し合いながら決めていただくということになると思います。やはり、福祉関係ですとか、また防犯関係ですとか、あと体育協会の関係ですとか、そういったところの事例が多いです。

長嶋委員) 縦割りの組織ではなく、融通きかせて、幅広く検討していただけたらいいのかなと思います。

トリー委員) それは、学校がどういう方を推薦してくるかは、学校側がある程度決めたりするのですか。

教育部長) 仕組みとしては、学校長がこの方を委員にしたいというふうに、教育委員会のほうに推薦しまして、それで、最初に教育委員会が委嘱をするという流れになりますので、やはり勝手にこちらで決めて、この方ですというわけではなくて、それは学校との調整になろうかと思えます。

トリー委員) わかりました。保護者の方々にも、積極的にPTA代表とか、そう限定するのではなくて、そういう説明の場があると、より理解が深まるのかなと思います。

教育長) 要するに、教育委員会としては、協議会を立ち上げましょうと、そのための研究をしましょうというものです。まずは、学校、あるいは地域、幼、小、中ありますけれども、そこでの課題として、何が課題か、何をやったらスムーズに地域と交流ができるか、あるいは地域の力を貸していただけるのか、あるいは交流できるかというところを、少なくともこの2年間のうちの1年間で洗い出し、もう1年間でまとめ、できれば3年目ぐらいからコミュニティスクールの導入準備としてスタートできればいいのですが、何しろ地域ごとに、幼稚園が抱える課題もあれば、小学校の課題もあります。

今回は、2つの学校ごとでまとまって話し合っていて、いろいろな意見をまず出していただくのがこの2年間の研究ということですので、あくまでも委員会としては、協議会を立ち上げましょうというものです。研究期間の目安は2年間です。

大磯はたまたま2つの学校区しかありませんけど、大きな市になりますと、全部違い、地域によっては、例えば、横浜などを考えますと、簡単には立ち上がりにくいもので、それぞれ全部違うから、違ってもいいのだというような感覚で、地域ごとで考えていただいて、学校ごとでやるか、幼、小、中で連携してやるかというようなことになるのではないかと思います。あくまでも協議会を立ち上げましょうということを委員会として掲げていて、あとは、主体的に動いていただくため、あれをしなさい、これをしなさいというようなものではないと文科省は言っているのではないかと受けとめておりますので、よろしくお願いします。

曾田委員) よくわかりました。

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第2号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第2号「令和元年6月補正予算における教育委員会関連予算要求について」は、原案どおりご承認いただいたものといたします。

【報告事項第1号 平成30年度大磯町立中学校の生徒進路状況について】

学校教育副課長) 資料の1は、生沢分校を含めた大磯町立学校中学3年生246名の進路先の状況となります。全日制が228名、定時制 通信制が8名、特別支援学校高等部が3名、その他の進学が1名、就職・家事手伝い等が1名、未定が5名、合計246名でございます。次に2をご覧ください。全日制高等学校への進学の、公立と私立の割合は、公立高校への進学率が全体の62%、私立高校への進学率が31%であり、例年より少し公立高校への進学率は低くなっております。報告は以上でございます。

質疑応答)

曾田委員) 就職・家事手伝い等、1となっていますけど、これは、どういう理解をしたらいいのでしょうか。

学校教育副課長) 生徒個人の話になってしまう部分は、詳しくは申し上げられませんが、例年、例えば、家の仕事を勉強するという意味での家事手伝い、就職というケースもございます。

曾田委員) 自営として就職なのか、家の手伝いなのか、両方書いてあるので、どちらですか。

学校教育副課長) 両方です。

トーリー委員) 未定5というのは、まだ5月1日現在だから、そのままなのか。具体的にどういうふうな状況なのかという。

学校教育副課長) 先ほどと同じく、やはり生徒個人の話になってしまう部分は、ちょっと申し上げられないのですけれども、大磯中、国府中、それから生沢分校、全てを合わせた人数でございまして、次の進路に向けて準備中の生徒もいますし、それから未定といっても、義務教育が終わってからの、次につながる相談先については、保護者ときちっと確認を済ませておりまして、その卒業、送り出しているという生徒であるということでございます。

トーリー委員) 確認をしっかり続けてやっていただけたらいいかと思います。ありがとうございます。

【報告事項第2号 旧吉田茂邸の指定管理の検討状況について】

参事(歴史・文化担当)) 旧吉田茂邸の運営については、開館当初から指定管理を含めて民間への移行を視野に検討していくとされてきましたので、その検討状況について報告いたします。資料1頁をご覧ください。項目の1、旧吉田茂邸の運営経過です。旧吉田茂邸は、平成29年3月26日に落成記念式典を挙行し、4月1日から一般公開を開始いたしました。公開後、4月20日に観覧者数1万人、翌年3月13日に10万人、11月29日には15万人を記録しています。その間、WHOの視察や会議、ミコネア連邦やブーナン王国など海外からの賓客の会談場所としても活用されました。また、公開1周年にあたり、吉田茂の肖像画が寄贈されるなど、たいへん話題性のあった2年間でありました。ちなみに、令和元年5月12日(日)までの観覧者数は174,195人となっています。続きまして項目の2、指定管理制度導入への検討経過です。まずは平成25年まで遡ります。旧吉田茂邸再建にともない組織されておりました旧吉田茂邸利活用検討委員会から町へ提出された提言書の中で、旧吉田茂邸を運営維持していくにあたっては、「新たな収益事業への展開を模索すべきである」との提言をいただいています。その後、町議会において旧吉田茂邸の運営についての一般質問がございました。平成28年9月議会の一般質問における教育長答弁では「当面は町直営で行うが、将来的には民間活力を導入した手法も考えていく」としています。一般公開後の、平成29年12月議会の一般質問の答弁では、「3年目以降に指定管理等を含めた民間委託を考えている」旨をお答えしています。その後、平成30年度に今後の運営の方向性についての検討を加速させることを目的として、旧吉田茂邸プロジェクトルームが設置され、旧吉田茂邸担当参与を中心に活動を進めています。同じ平成30年12月議会の一般質問では「指定管理制度を活用して魅力ある施設運営ができるのか、指定管理者として受けられる事業者があるのかどうかの見極めなどの検討を進めている」ことを答弁しています。2頁をご覧ください。項目の3、指定管理制度導入への考え方です。旧吉田茂邸は、県立公園内に設置された公園施設のうち、いわゆる体験学習施設、博物館施設として設置されていますので、その位置付けはそのままとします。そのうえで、旧吉田茂邸の

歴史的意義を十分に理解し、文化や学術振興にも理解をもって自主事業を展開できる事業者を目指したいと考えています。もちろん、これまでの検討経過を踏まえたと、時間的な猶予は限られていると認識していますので、制度導入の期限を設けて進めているところです。項目の4番目、指定管理制度への流れです。平成30年12月議会一般質問の答弁にありましたように、現在、指定管理者制度を活用して魅力ある施設運営ができるのか、指定管理者として受けられる事業があるのかなどを見極めるために、民間企業へのヒアリングを行なっているところです。あわせて、今後教育委員会定例会をはじめ、郷土資料館協議会や社会教育委員会議など、関係する委員会等からご意見等もいただきながら、指定管理制度を含め、どのような形で管理運営していくのか方針を決めてまいります。そして、指定管理制度の導入ということになれば、条例改正等の手続きを行ないません。そして、事業者の公募・選定、予算の計上へと進めていくこととなります。なお、全体的なスケジュール感ですが、一般公開後3年目を迎える本年度中に方針決定と条例改正まで行ないまして、来年度以降に公募、事業者の決定、予算計上へと進めることを想定しています。下の図は、旧吉田茂邸の目指す運営イメージ図です。大きく、産学官とメディアが連携協力していくという模式図になっています。まず官の部分では、施設を所有する大磯町はもちろん、明治記念大磯邸園での動向にかかわって国や県との連携協力の形ができつつある中で、産においては、民間企業がそれぞれ得意とする分野でのご支援がいただけないか。あるいは、学では、包括協定を結んでいる大学もあるので、学術研究や学生の力を継続的に支援していただけるようなシステムをつくりたい、そして、そこには地元のメディアと連携しながら旧吉田茂邸や大磯町内の歴史的な資源・施設を含めたブランド力を高め、全国に発信していきたい。こういった連携、いわばプラットフォームをつくることを目指しています。そして、さらに理想をいえば、産学官の中心として、白抜きになっている部分ですが、核としてご支援いただけるような企業や組織を指定管理者として迎えることができないかと考えているところです。以上、最後にお示しした運営イメージは、あくまでも目指している理想形ではありますが、少しでもイメージに近づけるように検討を進めているところです。旧吉田茂邸の指定管理の検討状況については以上です。

質疑応答) なし

【報告事項第3号 教育委員会関連事業の実施及び結果報告について】

生涯学習課長) 報告事項第3号、教育委員会関連事業の実施及び結果報告について説明をさせていただきます。先月、4月19日金曜日に行われました「高麗の山神輿」の実施結果でございます。説明資料の1ページをご覧ください。生涯学習課としては、昨年に引き続き3つの支援をいたしました。一つ目は、高麗の山神輿について広報などに掲載をして広く周知をする支援。二つ目は、経済的な支援として町指定文化財保存管理奨励交付金を交付しております。そして、三つ目の支援として、山神輿の「親綱の引き手」募集を7年前から

行なっております。今年も東海大学から19名のご参加をいただき、また、町外からも参加がございました。もともと、高麗地区の住民の手で行われていた山神輿でございますが、地区住民の高齢化などにより親綱の引き手が不足しており、区長をはじめ地元から非常に感謝されておりました。下山後、高麗区民会館で、ねぎらいと感謝を込めた食事提供を受け、22時に解散となりました。裏面は当日の様子でございます。説明は以上です。

質疑応答) なし

【その他】

教育長) では、次回の会議について事務局から報告をお願いいたします。

事務局) 次回の教育委員会定例会は、6月20日、木曜日、午前9時30分から、国府支所で開催予定です。午後は大磯小学校の訪問となります。

教育長) それでは、以上をもちまして、令和元年度大磯町教育委員会第2回定例会を閉会いたします。お忙しい中、ありがとうございました。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和元年6月20日

教 育 長 _____

教育長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____